

令和元年9月26日
原子力安全対策課
(31-18)
<13時00分資料配布>

高浜発電所の原子炉設置変更許可申請について
(津波警報が発表されない可能性のある津波への対応)

このことについて、関西電力株式会社から下記のとおり連絡を受けた。

記

関西電力株式会社は、2018年12月にインドネシア・スンダ海峡において、火山噴火に伴う津波^{※1}が発生した際に津波警報が発表されなかったことを踏まえ、高浜発電所の基準津波^{※2}に津波警報が発表されない可能性のある津波として「隠岐トラフ海底地すべり」による津波を追加するとともに、当該津波への対応手順等を追加するため、本日、原子力規制委員会に対し、原子炉設置変更許可申請を行った。

- ※1 2018年12月22日、インドネシアのスンダ海峡にある火山島のアナク・クラカタウの噴火に伴い津波が発生した。津波の原因は、火山噴火の山体崩壊により大量の土砂の塊が海に滑り落ちたことによるものと考えられている。
- ※2 高浜発電所では、「若狭海丘列付近断層と隠岐トラフ海底地すべり」による津波及び「FO-A～FO-B～熊川断層と陸上地すべり」による津波を基準津波に設定し、大津波警報が発表された後に取水路防潮ゲートを閉止する対策を講じている。

問い合わせ先（担当：有房） 内線 2352・直通 0776(20)0314
--

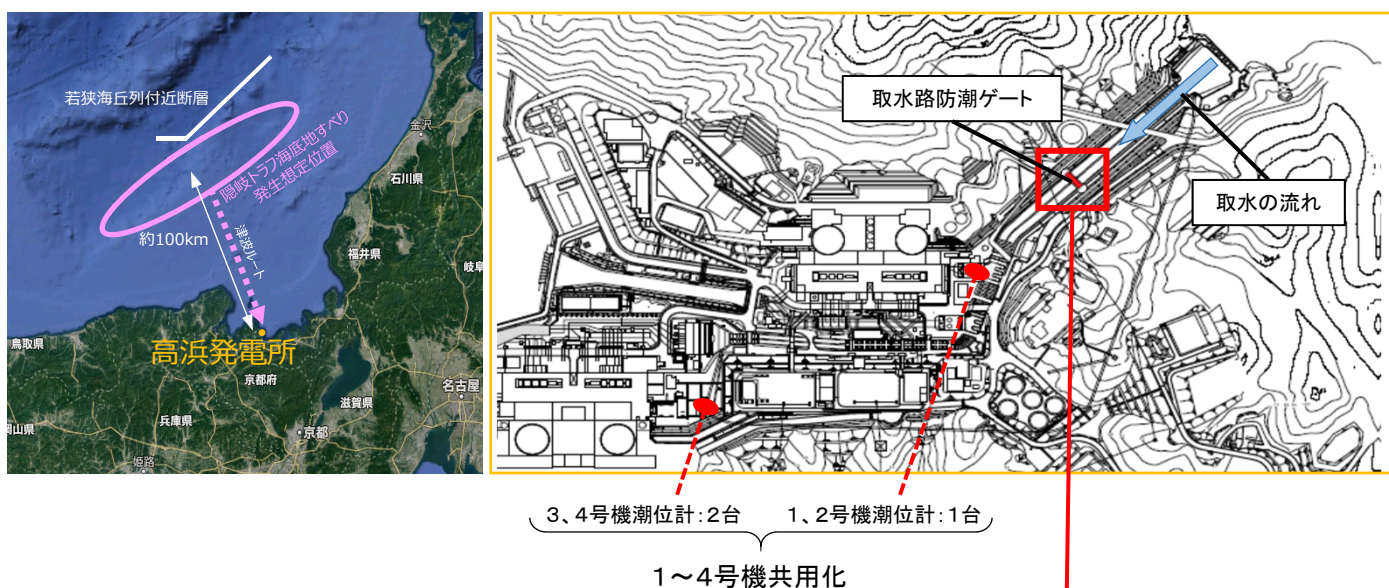
津波警報が発表されない可能性のある津波への対応

【申請の経緯】

- ・2018年12月22日、インドネシアのスンダ海峡にある火山島のアナク・クラカタウの噴火に伴い津波が発生した際、津波警報が発表されなかった。
- ・高浜発電所では、大津波警報が発表された後に取水路防潮ゲートを閉止する津波対策を講じており、警報が発表されない可能性のある津波が発生した場合、引き波により海水ポンプの取水可能水位を下回るおそれや津波が敷地に遡上するおそれがあることから、対策を講じることとした。

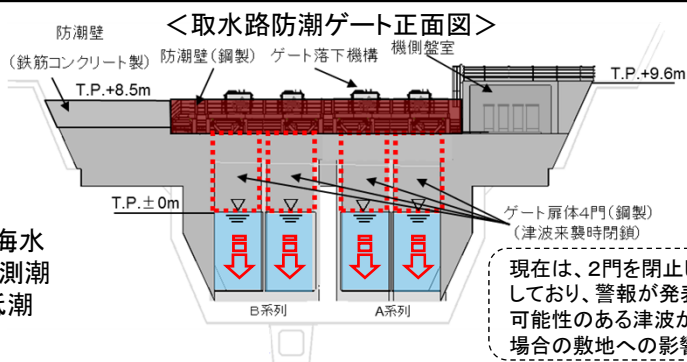
【申請の概要】

- ・基準津波として設定している「若狭海丘列付近断層と隠岐トラフ海底地すべり」による津波及び「FO-A～FO-B～熊川断層と陸上地すべり」による津波に加え、今回、新たに津波警報が発表されない可能性のある津波として「隠岐トラフ海底地すべり」(単独)による津波を設定する。
- ・1～4号機全てが運転中で取水路防潮ゲートが全て開いている時に、警報が発表されない可能性のある当該の津波が発生した場合に備え、取水路防潮ゲートの運用変更等を行う。これに伴い、想定津波高さのうち、引き波時の水位下降側の値を変更する。
- ・運用変更等により、海水ポンプの取水性能への影響や敷地への遡上がないことを確認した。



潮位計において通常の潮汐とは異なる潮位変動*を把握した場合、津波と判断し、循環水ポンプとユニットの停止、ならびに取水路防潮ゲート閉止の操作を行う。
(R元.5.29から運用開始)

*：潮位計(1号機海水ポンプ室の1台と3、4号機海水ポンプ室の2台、計3台)のうち、複数計器の観測潮位が10分以内に1m以上低下し、その後、最低潮位から10分以内に1m以上上昇した潮位変動



[想定津波高さ]

- ・水位上昇側 変更なし
- ・水位下降側 下表の通り(下線部箇所を変更)

場所	現状 H28.4.20 原子炉設置変更許可	今回の申請	(参考)海水ポンプ取水可能水位
1号機 海水ポンプ室前面	-1.8m(-2.3m)	<u>-2.1m</u> (-2.3m)	-3.21m
2号機 海水ポンプ室前面	-1.8m(-2.3m)	<u>-2.2m</u> (-2.3m)	-3.21m
3、4号機 海水ポンプ室前面	-2.0m(-2.4m)	<u>-3.1m</u> (-3.3m)	-3.52m

()内の数値は、施設を設計するために基準津波の最大水位に潮位のばらつき等を考慮して保守的に設定した入力津波高さ